四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
京都市伏見区、宇治市、城陽市、井手町
五、方法書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間
ＪＲ京都支社内における掲示
平成二十六年三月三日（月）から
平成二十六年四月二日（水）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）
午前十時から午前十二時まで及び午後一時から午後四時まで
六、意見書の提出
本方法書について環境の保全の見地から意見を有している場合は、左記の記載事項を記入し書面にて提出してください。なお、意見書の指定様式は方法書に記載しております。（インターネットも可）
㈠　氏名及び住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
㈡　意見書の提出の対象である方法書の名称
㈢　方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）
七、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
提出期限
平成二十六年四月十六日（水）まで
（当日必着）
提出先
郵送の場合
郵便番号　〒五三一―〇〇三一
大阪市淀川区宮原四―一―一
メルパルク大阪郵便局留
インターネットの場合
naraline@westjr.co.jp
八、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
平成二十六年三月十七日（月）
十九時から二十時三十分（予定）まで
京都市伏見区深草向畑町九三番地一
伏見区役所　深草支所
平成二十六年三月十八日（火）
十九時から二十時三十分（予定）まで
京都市伏見区桃山町立売一番六
社会福祉法人健光園
平成二十六年三月十九日（水）
十九時から二十時三十分（予定）まで
京都市伏見区桃山東町一九
桃山東公会堂
平成二十六年三月二十四日（月）
十九時から二十時三十分（予定）まで
京都府宇治市菟道出口四〇―七一
三室戸北集会所
平成二十六年三月二十五日（火）
十九時から二十時三十分（予定）まで
京都府宇治市五ヶ庄三番割二七番地
宇治小学校交流ホール
平成二十六年三月二十六日（水）
十九時から二十時三十分（予定）まで
京都府宇治市木幡赤塚四
木幡小学校体育館
平成二十六年三月二十七日（木）
十九時から二十時三十分（予定）まで
京都府宇治市大久保町上ノ山四二―三
南宇治コミュニティセンター
平成二十六年三月二十八日（金）
十九時から二十時三十分（予定）まで
京都府宇治市宇治里尻五―九
ゆめりあうじ
平成二十六年三月二十九日（土）
十四時から十五時三十分（予定）まで
京都府城陽市寺田正道一五二番地
東部コミュニティセンター
平成二十六年三月十九日（水）
十九時から二十時三十分（予定）まで
京都府綴喜郡井手町大字井手小字野神三八番地
井手小学校体育館
平成二十六年三月二十日（木）
十九時から二十時三十分（予定）まで
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字内垣内一一〇番地
多賀小学校体育館
平成二十六年三月三日
大阪市北区芝田二―四―一四
西日本旅客鉄道株式会社
代表取締役　真鍋　精志

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。
一　当協会の保証社員である旅行業者
㈠　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業
㈡　登録番号　千葉県知事登録旅行業第三―六八〇号
㈢　商号　株式会社グローバルツーリスト
㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社グローバルツーリスト　千葉市中央区浜野町一一一七
代表取締役　宇津木　裕
㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　千葉市中央区浜野町一一一七
㈥　旅行業の登録年月日　平成十四年一月十日
二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十六年二月十日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。
三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、三百万円です。
四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。
㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。
㈡　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。
平成二十六年三月三日
東京都港区虎の門四丁目一番二〇号田中山ビルディング
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名
＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①ＩｓｏプランニングⅡ　②第３種旅行業　③岩手県知事登録旅行業第３―220号　④ＩｓｏプランニングⅡ　岩手県胆沢郡金ケ崎町永沢寺網12　磯学　⑤本社営業所　岩手県胆沢郡金ケ崎町永沢寺網12　⑥平成25年４月25日　⑧平成26年１月31日　⑩300万円　⑪岩手県知事　⑫岩手県胆沢郡金ケ崎町永沢寺網12　ＩｓｏプランニングⅡ　磯学